

住民投票に関する規定のある法律、条例等について

日本国憲法（抜粋）

第九十五条「特別法の住民投票」一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

（特別法の制定と住民投票）国会六七、自治二六一、二六二、総務省四四四（住民投票制度の企画立案等）

地方自治法（抜粋）

第三節 解散及び解職の請求

第七六条「議会の解散請求及びその処置」① 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができ、平成一四法四本項改正

② 前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

③ 第二項の請求があつたとき、委員会は、これを選挙人の投票に付さなければならない。

④ 第七十四条第五項（選挙権を有する者の登録等）の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項（代表者の資格制限）の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで（選挙期間中の署名運動の制限、署名の委任）及び第七十四条の二から第七十四条の四まで（署名簿、選挙署名運動の罰則等）の規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。昭和三五法一四三、昭和四四法二、平成六法四八、平成一四法四、平成一三法三三本項改正

① 十三〇「選挙権」一八、公選九〇の二〇、一一〇「欠格事由」一〇、公選一一〇、二五二「附」の二八「選挙権の停止」選挙管理委員会一八、一八六「請求の手続」八五、自治令一〇〇一九九三、二二〇「選挙人の投票」八五「広域連合の場合」二九一の六〇

第八〇条「議員の解職請求及びその処置」① 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができ、この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもって、議員の解職の請求をすることができ、平成一四法四本項改正

② 前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を関係区域内に公表しなければならない。

③ 第二項の請求があつたときは、委員会は、これを当該選挙区の選挙人の投票に付さなければならない。この場合において選挙区がないときは、すべての選挙人の投票に付さなければならない。

④ 第七十四条第五項（選挙権を有する者の登録等）の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項（代表者の資格制限）の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで（選挙期間中の署名運動の制限、署名の委任）及び第七十四条の二から第七十四条の四まで（署名簿、選挙署名運動の罰則等）の規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「都道府県の区域内の」とあり、及び「市」とあるのは、「選挙区の区域の全部又は一部が含まれる」と読み替へるものとする。昭和三五法一四三、昭和四四法二、平成六法四八、平成一四法四、平成一三法三三本項改正

① 十三〇「選挙権」一八、公選九〇の二〇、一一〇「欠格事由」一〇、公選一一〇、二五二「附」の二八「選挙権の停止」選挙管理委員会一八、一八六「請求の手続」八五、自治令一〇〇一九九三、二二〇「選挙人の投票」八五「広域連合の場合」二九一の六〇

第八一条「長の解職請求及びその処置」① 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができ、

② 第七十四条第五項（選挙権を有する者の登録等）の規定は前項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項（代表者の資格制限）の規定は前項の代表者について、同条第七項から第九項まで（選挙期間中の署名運動の制限、署名の委任）及び第七十四条の二から第七十四条の四まで（署名簿、選挙署名運動の罰則等）の規定は前項の規定による請求者の署名について、第七十六条第二項（請求委員の公募）及び第三項（投票）の規定は前項の請求について準用する。昭和三五法一四三、昭和四四法二、平成六法四八、平成一四法四、平成一三法三三本項改正

① 十三〇「選挙権」一八、公選九〇の二〇、一一〇「欠格事由」一〇、公選一一〇、二五二「附」の二八「選挙権の停止」選挙管理委員会一八、一八六「請求の手続」八五、自治令一〇〇一九九三、二二〇「広域連合の場合」二九一の六〇

## 旭川市市民参加推進条例（抜粋）

### （市民投票の実施）

- 第14条 市長は、市の存立に係る重要な事項であつて、市民の意思を直接問ふ必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。
- 2 市民投票に付すべき事項並びに市民投票の期日、資格者、方式、成立要件及び結果の取扱いその他市民投票の実施に関し必要な事項については、別に条例で定める。

## 札幌市自治基本条例（抜粋）

### （住民投票）

- 第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。
- 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

## 豊中市自治基本条例（抜粋）

### （市民投票）

- 第30条 市内に住所を有する満18歳以上の者（外国人を含む。第3項において同じ。）は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。
- 2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、市民投票を実施しなければならない。
- 3 市民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満18歳以上の者とする。
- 4 市長及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。
- 5 市民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

平成23年地方自治法改正以降の他都市における基本構想等についての規定状況

自治体名	平成23年地方自治法改正以降の対応			
	まちづくり基本条例（自治基本条例）を改正した事例		その他の条例の制定又は改正を行った事例	
埼玉県草加市	草加市みんなでまちづくり自治基本条例 (改正箇所) 第11項第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の」を削る。		/	
	改正後	改正前		
	第11条 市は、市議会の議決を経て、基本構想とその実現のための基本計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。	第11条 市は、市議会の議決を経て、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想とその実現のための基本計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。		
北海道苫小牧市	苫小牧市自治基本条例 (改正箇所) 第17条第1項中「議会の議決を経て」及び「(地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想をいう。)」を削る。		苫小牧市議会の議決事件に関する条例 (改正箇所) 第2条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。 (1)基本構想を定めること。	
	改正後	改正前	改正後	改正前
	第17条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、基本構想を定めるとともに、その実現を図るための基本的な計画及び実施に関する計画を定めるものとする。	第17条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、議会の議決を経て基本構想（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想をいう。）を定めるとともに、その実現を図るための基本的な計画及び実施に関する計画を定めるものとする。	第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。 (1) 基本構想を定めること。 (2) 苫小牧東部開発に関する基本方針を定めること。	第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。 (1) 苫小牧東部開発に関する基本方針を定めること。
東京都杉並区	杉並区自治基本条例 (主な改正箇所) 第14条第1項中「地方自治法で定めるところにより、区議会の議決を経て」を「区の最上位計画であり」に改め、「基本構想を」の次に「区議会の議決を経て」を加え、「基本計画等」を「総合的な施策に関する計画等（次項において「総合計画等」という。）に改める。		/	
	改正後	改正前		
	第14条 区は、区の最上位計画であり、区政運営の指針となる基本構想を区議会の議決を経て定めるとともに、その実現を図るため、総合的な施策に関する計画等（次項において「総合計画等」という。）を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。	第14条 区は、地方自治法で定めるところにより、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。		
沖縄県石垣市	石垣市自治基本条例～改正なし		地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件を定める条例 (内容) 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件を、①石垣市総合計画基本構想（10年計画）、②石垣市基本計画（5年計画）とする旨を規定	
鹿児島県鹿児島市	/		鹿児島市総合計画策定条例 (内容) 地方自治法の改正に伴い、基本構想に係る議会の議決事項など総合計画の策定に関し、必要な事項を定める旨を規定	